

宝達志水町学生まちづくり活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、学生の滞在型まちづくり活動等の誘致を促進し、若者が活躍し定住しやすい環境の充実及び継続的に地域住民と学生との交流による町の魅力向上と新たな賑わいの創造を図るため、学生の滞在型まちづくり活動の宿泊経費等に対して交付する補助金に関し、宝達志水町補助金等交付規則（平成17年宝達志水町規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生の滞在型まちづくり活動（以下「まちづくり活動」という。） 提案型まちづくり活動及びゼミ合宿・ゼミ視察活動をいう。
- (2) 提案型まちづくり活動 県外に所在する大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するものをいう。以下「学校等」という。）のカリキュラム又は教諭、教授等の指示に基づき、学生及び生徒（以下「学生等」という。）が町に宿泊して行う研究、調査、学習等のうち、地域が抱える課題等を調査研究し、町に施策提案を行う地域調査実習及び町又はNPO団体等の町民団体において実際の活動を体験するまちづくりインターンシップ並びに地域住民との協働による地域活性化のための活動をいう。
- (3) ゼミ合宿・ゼミ視察活動 大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）のゼミにおいて、研究テーマとして町に関係する題材を取り上げている者が、ゼミの担当教官の許可を得た上で町に滞在して行う合宿又は視察活動をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、学校等の学生等で構成する団体（以下「団体」という。）が行うまちづくり活動で、次の各号に掲げる活動の区分に応じそれぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 提案型まちづくり活動

- ア 町内のホテル、旅館、民宿及びキャンプ場を含む簡易宿泊施設等に宿泊するものであること。
- イ まちづくり活動実施期間中に補助対象となる宿泊施設に宿泊するものの延べ人数が20人以上であること。
- ウ 事前に町に対して受入れの協議を行ったものであること。
- エ まちづくり活動を実施するに当たり、地域住民との交流を図ること。
- オ まちづくり活動終了後1箇月以内に、町に対してまちづくり活動による成果等をプレゼンテーション等により報告すること。
- カ 団体又は学校等のホームページ等を活用して、積極的にまちづくり活動の成果及び町のPRを行うこと。

(2) ゼミ合宿・ゼミ視察活動

- ア 町内のホテル、旅館、民宿及びキャンプ場を含む簡易宿泊施設等に宿泊するものであること。
- イ まちづくり活動実施期間中に補助対象となる宿泊施設に宿泊するものの人数が2人以上であること。
- ウ まちづくり活動終了後、研究成果を町に提出すること。
- エ 団体又は大学等のホームページ等を活用して、積極的にまちづくり活動の成果及び町のPRを行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は、補助対象事業としない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 単に公式大会、イベント等への参加又は観光を目的とするもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- (4) 本補助金とは別に他の地方公共団体から補助金等の支援を受けるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）

は、まちづくり活動を行う団体又はその主宰者（学校等又は学校等の教諭、教授等若しくは部活動、サークル、ゼミ等の代表者をいう。）とする。

(補助対象費目)

第5条 補助の対象となる費目は、次に掲げるものとする。

- (1) 宿泊費 宿泊人数に宿泊1泊当たり2,000円を乗じて得た額とする。
- (2) 交通費 交通費総額の2分の1以内とし、一人当たり5,000円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類をまちづくり活動の開始日までに町長に提出するものとする。ただし、ゼミ合宿・ゼミ視察活動にあつては、次に掲げる書類のほかゼミ合宿・ゼミ視察活動認定書(様式第3号)を提出するものとする。

- (1) 宝達志水町学生まちづくり活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る町の会計年度が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 宝達志水町学生まちづくり活動支援事業実績報告書(様式第4号)
- (2) 活動成果報告書(様式第5号)
- (3) 宿泊証明書(様式第6号)
- (4) 収支決算書(様式第7号)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助対象者は、交付の決定のあつた補助金の交付を受けようとするときは、宝達志水町学生まちづくり活動支援事業補助金請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。